



第4章 計画の推進にあたって

『市民との協働によるまちづくり』を推進するためには、市民や市民活動団体、企業、NPO法人、地域コミュニティ、市などの各主体が協働の考え方を理解し、できることから少しずつ実践していくことが大切です。

行政は、これらの「市民」がまちづくりに参加しやすい環境を整えるとともに、協働のまちづくりの必要性や意義についての理解促進を図ることが重要な役割であり、市が率先して協働による取り組みを実践していくことで、市民への意識啓発につながると考えています。

計画の推進にあたっては、行動計画に位置付けた施策・事業を着実に実行しながら、毎年度、前年度の実施状況について自己評価を行い、事業の実施が計画に沿っているかを常に確認し、必要に応じてスケジュール変更や作業手順の見直しなども行うことにより、計画の進行管理に取り組んでいきます。

さらに、行動計画の成果を広く示せるよう、PDCAサイクルを有効に活用した評価方法についても検討します。

○那須塩原市協働のまちづくり行動計画策定庁内検討会議設置要領

(設置)

第1条 那須塩原市協働のまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)行動計画策定にかかる総合的な検討及び調整に関する事項
- (2)その他行動計画策定に関する事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表で定める部局等の幹事課長補佐等をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から行動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 検討会議に委員長を置き、市民協働推進課長を充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(招集等)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、検討会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民協働推進課協働のまちづくり室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

○協働のまちづくり行動計画策定庁内検討会議委員名簿

| No. | 部局等 | 備考 |
|-----|-----------------|-----|
| 1 | 企画部市民協働推進課長 | 委員長 |
| 2 | 企画部企画政策課長補佐 | |
| 3 | 総務部総務課長補佐 | |
| 4 | 生活環境部環境管理課長補佐 | |
| 5 | 保健福祉部社会福祉課長補佐 | |
| 6 | 子ども未来部子育て支援課長補佐 | |
| 7 | 産業観光部農務畜産課長補佐 | |
| 8 | 建設部都市計画課長補佐 | |
| 9 | 上下水道部水道課長補佐 | |
| 10 | 教育部教育総務課長補佐 | |
| 11 | 西那須野支所総務税務課長補佐 | |
| 12 | 塩原支所総務福祉課長補佐 | |
| 13 | 会計課長補佐 | |
| 14 | 議会事務局議事課長補佐 | |
| 15 | 選挙管理委員会事務局長補佐 | |
| 16 | 農業委員会事務局長補佐 | |